

○厚生労働省告示第一号

不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十三号）の施行に伴い、及び鉱工業品及びその加工技術に係る日本産業規格への適合性の認証に関する省令（平成十七年厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第六号）第二条第二項第一号の規定に基づき、鉱工業品及びその加工技術に係る日本産業規格への適合性の認証に関する省令第二条第二項第一号の規定に基づく鉱工業品及び品質管理の規格を次のように定める。なお、平成十八年厚生労働省・経済産業省告示第一号（日本工業規格への適合性の認証に関する省令第二条第二項第一号の規定に基づき鉱工業品及び品質管理の規格を定める件）は、廃止する。

令和元年七月一日

厚生労働大臣　根本　匠

経済産業大臣　世耕　弘成

鉱工業品及びその加工技術に係る日本産業規格への適合性の認証に関する省令（平成十七年厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第六号）第二条第二項第一号の鉱工業品は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第四項に規定する医療機器のうち、当該医療機器に係る日本産業規格に適合するものとし、同号の品質管理の規格は、日本産業規格Q一三四八五とする。

この告示は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から適用する。

附 則